

平成 21 年 8 月 7 日
健康局生活衛生課
(担当・内線) 課 長 松 岡 (2411)
課長補佐 久保田 (2433)
(代 表 電 話) 03(5253)1111
(ダイヤルイン) 03(3595)2301

報道関係者 各位

今後の生活衛生関係営業の振興に関する検討会 中間報告について

今後の生活衛生関係営業の振興について、平成 21 年 4 月から標記検討会が 4 回にわたり開催され、これまでの議論から、今般、中間報告がとりまとめられましたので公表します。

- 中間報告概要
- 中間報告（資料：参考 1、参考 2）

【中間報告のポイント】

当面取り組む事項として、以下の点について提言

- ・ 都道府県生活衛生営業指導センターにおける経営指導支援体制の強化、組合加入に係る支援強化、活性化促進事業の推進、苦情処理を円滑に行う体制の整備等
- ・ 全国生活衛生営業指導センターにおける組合の振興事業の充実、標準営業約款制度の普及拡大等
- ・ 日本政策金融公庫の生活衛生貸付制度の制度面や運用面の改善及び充実等
- ・ 国及び都道府県による財政的支援、振興計画のフォローアップ等

検討会中間報告概要

I はじめに

II 生衛業の特性と現状

1 生活衛生関係営業の特性

- ・生衛業は、国民に密着したサービスで衛生的で安心できるサービスの提供を求められている
- ・衛生規制の下、衛生管理を行い、衛生水準の維持向上を図ることを基本とした営業
- ・地域に密着したサービスであり地域社会との共生の中で営業
- ・生活水準向上、高齢化等による利用者・消費者ニーズの変化に対応したサービスの提供が求められる

2 経営の状況

- ・生衛業全体で、121 万事業所、従業者数 628 万人で約 36 兆円規模の事業を展開
- ・労働集約型で、雇用の受け皿の期待
- ・小規模資本の営業が可能で、過当競争になりやすい
- ・景気が停滞する中、景気動向調査では平成 9 年以降最低の水準

3 生活衛生同業組合の現状

- ・昭和 32 年の環衛法の成立し、適正化規程等の制定が組合の重要な役割
- ・その後、護送船団方式から自由競争原理の下での営業に転換されている。
- ・生衛組合は、17 業種で 576 組合（小組合は、3 組合）
- ・組合及び連合会は、業界の地位向上を図るうえで重要な役割を担う
- ・組合員数の減少及び高齢化が課題

III 生活衛生営業指導センターについて

1 生活衛生営業指導センターの役割

- ・生衛業の指導、消費者の苦情対処のための第三者機関
- ・都道府県センターと全国センターで役割を分担

2 都道府県センターの現状と課題

(1) 財務状況

- ・収支状況は、各都道府県センターの平均で約 4,000 万円
- ・補助金に 7 割以上依存
- ・地方財政の危機的状態の中、十分な予算措置が講じられない状態が見られる

- (2) 都道府県センターの認知度
 - ・消費者・利用者の認知度が低い
 - ・組合員には認知されているが、組合員以外の営業者への認知度が低い
- (3) 相談・指導事業
 - ・経営指導員は、全国で 135 名配置
 - ・全国で年間 5 万件の相談指導業務
 - ・相談、指導内容で融資相談が約半数を占めている
 - ・経営指導員が約 2 ～ 3 年で交代し、スキルの向上及び事業の継続性に課題
 - ・相談指導顧問による専門相談は、雇い上げ人数が限定
 - ・一部都道府県において特相員制度が形骸化
- (4) 都道府県が行う生活衛生営業指導事業に対する協力
 - ・クリーニング師研修及び業務従事者講習を実施しているが、参加者が低調
 - ・「生活衛生貸付制度」の都道府県推薦事務の委託
- (5) 標準営業約款登録事業
 - ・消費者利益を擁護するためのサービスの基準
 - ・5 業種（理容、美容、クリーニング業、一般飲食業、めん類業）で制定しているが、登録率にバラツキがあり、一部で登録が低調
- (6) 各種振興事業の実施
 - ・国庫補助事業において、各事業 10 ～ 20 程度の都道府県センターが実施している状況
 - ・県単独事業で実施している都道府県もある
 - ・全国センターにおいては、振興推進事業等を実施
- (7) 組合加入の促進
 - ・都道府県センターで貸付制度の知事推薦等の際に、組合未加入者への加入勧奨をしているが効果は少ない

IV 生活衛生貸付制度について

1 日本政策金融公庫の経緯と役割

- ・昭和 42 年環境衛生金融公庫として設立（生衛業の衛生状態確保のため）
- ・平成 11 年国民金融公庫と統合し国民生活金融公庫
- ・平成 20 年日本政策金融公庫
- ・生活衛生貸付制度には、大きく分けて 3 つの制度
 - 〔一般貸付（生衛業の衛生上の措置及び設備の近代化の支援）
 - 振興事業貸付（振興計画の認定を受けた組合員の事業の支援）
 - 生活衛生改善貸付（組合等の経営指導を受けている者の支援）
- ・経営基盤の脆弱な生衛業の経営にとって不可欠な融資制度

2 生活衛生貸付制度の現状と課題

- ・平成10年度と平成20年度を比較すると貸付規模（3,200億円→1,750億円）貸付実績は（2,271億円→693億円）と70%減少している。
- ・平成20年度の貸付内訳は、振興貸付315億円、一般貸付316億円、衛経46億円となっている。設備資金95%で運転資金は5%となっている。
- ・衛経において、同業者の特相員による経営指導に抵抗感を抱く営業者もいる。
- ・推薦等の事務手続きで、申請手続きに必要な書類が都道府県による相違

V 当面取り組むべき事項

1 基本的方向

- ・組合による衛生水準確保のための自主的努力が重要
また、連合会等による業界全体の活性化への取組が必要
- ・都道府県センターによる組合活動への支援強化等及び連携協力体制の強化
- ・全国センターにおける振興助成事業の拡充及び研修等の充実
- ・生活衛生貸付制度の制度面や運用面の改善、制度の周知及び情報の提供
- ・国及び都道府県による効果的な予算措置及び情報提供

2 具体的方策

(1) 都道府県センター関係

- ① 都道府県センターにおける経営指導支援体制の強化
 - ・融資に精通した経営指導員の育成
 - ・営業者が利用しやすい相談指導体制の確立（インターネットの活用、外部専門機関との連携・活用等）
 - ・振興指針及び振興計画を把握することによる効果的な経営指導
 - ・保健所と連携した支援及び環境衛生監視員との連携
 - ・各都道府県の実情に応じた経営指導員等の増員
- ② 都道府県センター等による組合加入に係る支援強化
 - ・都道府県窓口と連携して開業に関する相談等の段階での新規開業者へ積極的な働きかけ
 - ・保健所との連携
- ③ 地域実情を反映した活性化促進事業の推進
 - ・各地方の実情を考慮した事業が実施できるよう事業のメニュー化及びメニューの拡大
- ④ 消費者・利用者の苦情処理を円滑に行う体制の整備
 - ・消費者からの苦情に適切に対応できる体制等の整備
 - ・関連消費者団体との連携による対応
 - ・営業者が抱える消費者からの苦情に対する悩みにも対応できる仕組み

⑤ 地域社会への貢献に対する支援

- ・ 生衛業は、国民生活に欠かせない公共性のあるサービスであり、地域経済活動を側面から支えている営業
- ・ 生衛業の特性を生かした取組を組合と連携して自治体に働きかけることが必要
- ・ 優良事例の情報収集及び提供

⑥ 地方交付税財源の活用

- ・ 都道府県担当者及び各組合と連携して、効果的な事業の実施

(2) 全国センター関係

① 組合の振興事業の充実

- ・ 生活衛生振興推進事業の拡大と強化

② 約款制度（Sマーク）の普及拡大

- ・ 認知度を高めるため、全業種での制度の導入を目指す
- ・ 約款制度導入の業種においても、時代を反映した見直し

③ 「生衛業情報ネットワークシステム」等の活用

- ・ 相談、指導業務や情報共有化等の充実強化

(3) 生活衛生貸付制度関係

① 生活衛生貸付制度の利用促進のための運用の改善等

- ・ 制度面の優位性の確保
- ・ 生活衛生貸付申し込みに際しての提出書類の整理

② 生活衛生改善貸付制度（衛経）の手続の改善

- ・ 衛経貸付の審査にかかる都道府県センターと組合の連携

③ 振興事業貸付制度の充実

- ・ 振興事業貸付の利率の更なる引下げ措置の恒久化への取組

④ 制度の周知及び情報提供

- ・ 都道府県センターや組合との連携による説明会や相談会の開催
- ・ 経済金融事情等に関する情報提供

(4) 国や都道府県の対応

① 財政的支援

- ・ 国においては、地方及び組合の要望を踏まえた財政的支援が必要
- ・ 都道府県においては、都道府県センターの実施事業への財政的支援が必要

② 振興計画のフォローアップ

- ・ 振興計画のフォローアップによる情報提供と着実な事業の推進

③ 各種情報提供

- ・ 都道府県センターや連合会、組合が必要な衛生関係や行政施策等の情報提供

VI おわりに

今後の生活衛生関係営業の振興に関する検討会

- 中間報告 -

平成21年8月7日
健康局生活衛生課

今後の生活衛生関係営業の振興に関する検討会中間報告

I はじめに

昨今の厳しい経済情勢や国民の生活の変化の中で、今後、生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）をいかに振興し、衛生水準の維持向上を図り、国民生活の安定に寄与していくかが課題となっている。

こうした中で、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県センター」という。）による生活衛生関係営業者（以下「生衛業者」という。）への支援の強化の必要性が高まっており、関係者からの期待に十分応えられるよう、都道府県センターの運営のあり方等を検討することが必要となっている。さらに、平成20年10月に発足した株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）の生活衛生貸付制度の活用策や生活衛生同業組合（以下「組合」という。）の活動の促進等についても検討が必要となっている。

以上の状況を踏まえ、今後の生衛業の振興について有識者等関係者の参加を求めて本年4月から本検討会を開催し4回にわたり議論を行ってきた。これまでの議論から、当面取り組む事項をとりまとめたので、以下のとおり報告する。

II 生活衛生関係営業の特性と現状

1 生活衛生関係営業の特性

- ・ 生衛業は、国民生活に密着したサービスを提供する営業であり、飲食・食品関係の飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業及び冰雪販売業、サービス関係の理容業、美容業、興行場営業、旅館業、公衆浴場業及びクリーニング業からなっている。生衛業の最大の特性としては、国民に対して常に衛生的で安心できるサービスの提供が求められていることであり、飲食・食品関係については食品衛生法による衛生規制、サービス関係については営業6法（興行場法、公衆浴場法、旅館業法、理容師法、美容師法、クリーニング業法）による衛生規制の下で感染症の発生防止等衛生管理を行い、衛生水準の維持向上を図ることを基本として営業を行っている。
- ・ また、生衛業は国民生活に不可欠で身近なサービスであることから、商店街や住宅地などに店舗を構えるものが多く、地域に密着したサービスを提供しており、地域社会との共生の中で営業を行っている。我が国の国民生活の中から形成され定着してきた営業であることから、文化と伝統を引き継いでいる業態も多い。

他方で、身近な地域社会の中で営業するものが多いことから、営業活動に伴う水質汚濁、大気汚染、騒音、悪臭等の公害発生の防止や食品残さ等の廃棄物の適正な処理など環境の保全にも注意して営業を行うことが求められている。

- ・ さらに、生活水準の向上に伴う見合った消費者ニーズの高度化・多様化に対応した質の高いサービスの提供とともに、低価格のサービスを求めるニーズへの対応、日本

社会の高齢化によるニーズの変化への対応など、日常生活の中での消費者・利用者のニーズに合致したサービスの提供が求められ、消費者・利用者のニーズの変化に対応できなければ取り残されてしまう厳しい分野でもある。

- ・ 以上のように、衛生水準の維持向上を図り適切なサービスを提供するためには、生衛業の経営の健全化が必要であることから、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（以下「生衛法」という。）に基づき、組合による自主的活動の促進、生活衛生営業指導センターによる経営指導等が実施されている。

2 経営の状況

- ・ 我が国において、生衛業に携わる事業者数は、総務省「平成 18 年事業所・企業統計」によると、約 121 万事業所で全事業所の 21 %を占めており、飲食店 72 万事業所、美容業 18 万事業所、理容業 12 万事業所、クリーニング業 10 万事業所、旅館業 6 万事業所等となっている。従業者数も約 628 万人で民営の全産業のうち 12 %に達しており、飲食店 412 万人、旅館業 75 万人、美容業 46 万人、クリーニング業 44 万人、理容業 24 万人等となっている。
- ・ 生衛業の収入額は、総務省「平成 16 年サービス業基本調査」によると、一般飲食店 14.6 兆円、宿泊業 6.6 兆円、洗濯業 2.4 兆円、理容業 0.8 兆円、美容業 2 兆円、公衆浴場業 0.2 兆円、映画館 0.3 兆円で合計 26.9 兆円になりサービス業全体の収入額 152 兆円の 18 %を占めている。その他の調査（※）において、食肉販売業 6.5 兆円、食鳥肉販売業 0.5 兆円、料亭・バー等 3 兆円であり、前記とあわせると 36.9 兆円に上る。
- ・ このように、生衛業は我が国の経済活動の中でも相当の規模を持った分野であり、雇用の面でも大きな役割を担っている。全体として労働集約型産業の側面もあり、新規の就業のハードルも高くなく、女性や高齢者雇用の受け皿にもなっている。一方、理容業、美容業、クリーニング業などの資格を必要とする業種もあり、良質なサービスを提供するために技能を高めていくことが必要な分野である。
- ・ 生衛業の事業の規模は、7 割が従業員 5 人以下の小規模事業者であり、かつ個人経営が 9 割近くを占めている。家族経営で堅実に営業しているところが多いが、小規模の資本でも開業できることから、需要が伸びている分野を中心に新規参入が多くなり過当競争になりやすい傾向にある。また、大資本が参入した場合には、小規模の生衛業者は厳しい状況に追い込まれる可能性もある。一方、時代の変遷や新たな代替手段の登場により、消費者のニーズが変化して需要が大幅に減少してしまった分野もある。このような厳しい状況の中においても生衛業は、提供するサービスの衛生水準の確保が必要であり、このためにも経営の健全化が重要である。
- ・ 生衛業の最近の経営環境を見ると、昨年の石油等原材料価格の高騰に続き、世界的な金融危機を発端として景気が停滞し、企業倒産の増加や生産縮小、解雇や賃金カットなどの影響による消費の低迷が見られ、生衛業を取り巻く環境は非常に厳しい状況となっている。日本公庫の景気動向調査においても、平成 21 年の第 1 四半期（1 月～3 月）は、比較できるデータのある平成 9 年以降で最低の水準を示している。

*食肉・食鶏肉販売業の収入額は、経済産業省「平成 19 年商業統計」より出典

3 生活衛生同業組合の現状

- ・ 組合は、生衛法に基づき、生衛業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、衛生施設の改善向上を図るために、政令で定める業種毎に都道府県単位で組織されるものである。適用業種は、飲食店営業（すし、めん類、中華料理、社交、料理、一般飲食）、喫茶店営業、食肉販売業（食鳥肉、食肉）、冰雪販売業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業（旅館・ホテル、簡易宿所）、公衆浴場業、クリーニング業の17業種となっており、平成20年12月末現在で576組合設立されている。
- ・ 組合は、①組合員に対する衛生施設の維持及び改善向上、経営の健全化の指導、②組合員の営業に関する共同施設、③組合員に対する施設・設備の改善、営業の健全化のための資金のあっせん、④組合員の営業に関する技能の改善向上、⑤組合員の福利厚生、共済事業等が事業内容となっている。また、組合員の振興事業に関する計画を策定して、計画に基づく事業も実施している。なお、昭和32年に環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（以下「環衛法」という。）制定された当初は、過当競争による正常な経営の阻害、衛生措置の低下を防止するため、料金、営業方法等について制限を定め、組合員がこれを遵守するという適正化基準・適正化規程を定めることが組合の重要な役割であったが、規制緩和の流れの中、個々の適正化規程制度は平成10年に全廃され、生衛業は、いわゆる護送船団方式から自由競争原理の下での営業へと転換されている。
- ・ また、組合の地域内の一部の区域において共同施設を行うために、生活衛生同業小組合を設立することができるが、現在、一般飲食業2小組合、食肉販売業で1小組合の3小組合のみの設立にとどまっている。
- ・ 各業種ごとに全国単位の団体として、生衛法に基づき、生活衛生同業組合連合会（以下「連合会」という。）が設立され、各都道府県の組合が加入しており、平成21年4月末現在で16の連合会が設立されている。連合会は、①振興計画の作成に関する指導、②組合に対する衛生施設の維持・改善向上、経営の健全化に関する指導、③組合の組合員に営業に関する技能の改善向上、④組合の組合員の福利厚生、共済等が事業内容となっている。
- ・ 組合及び連合会については、衛生水準の維持向上を業界自らの努力で進める上での中核になるものであり、また今後の業界の進むべき方向を示すとともに、共同事業や共済事業の実施、振興計画を基にした融資制度の活用や経営指導、資格制度や研修などによるサービスの質の向上、就業者や後継者の育成・確保の支援等により営業者にメリットを提供するとともに、消費者・利用者に対しては業に関する必要な情報提供や啓発を行い、安全で質の高いサービスの提供を通じて国民生活の向上に貢献し、業界の地位向上を図る上で重要な役割を担っている。
- ・ 各組合が共通に抱える問題としては、組合員の高齢化、新規開業者の組合未加入による組合員の減少が見られており、今後の組合活動に影響しかねない状況が見られる。また、このことにより、組合を通じて各業界における衛生水準の維持向上を図ること

が困難な事態にもなりかねないことが懸念される。

Ⅲ 生活衛生営業指導センターについて

1 生活衛生営業指導センターの役割

- 生活衛生営業指導センターは、昭和 54 年に環衛法の一部改正により、経営健全化のための指導の充実強化、消費者・利用者の苦情への対処などを行う第三者的機関として設けられたものであり、都道府県単位で都道府県センターが設けられ、さらに都道府県センター及び連合会の健全な発達を図るため、全国生活衛生営業指導センター（以下「全国センター」という。）が設けられている。
- 都道府県センターは、①衛生施設の維持及び改善向上、経営健全化に関する相談・指導、②利用者・消費者の苦情処理、当該苦情に関し業者及び組合の指導、③標準営業約款に関する業者の登録、④講習会等の開催・あっせん、⑤情報の収集・提供等が事業内容となっている。中小企業全般にわたっては、商工会、商工会議所による指導が行われているが、これでは十分な指導が期待できないとされた生活衛生関係の小規模なサービス業を対象に経営指導を行う役割を担ってきたと言える。
- 全国センターは、①生衛業全般に関する情報収集・提供、②調査研究の実施、③都道府県センターの事業の連絡調整及び指導、④連合会相互の連絡調整及び事業の指導等が事業内容となっている。

2 都道府県センターの現状と課題

(1) 財務状況

- 都道府県センターの平成 20 年度の収支状況を見ると、最大は約 9,900 万円、最小が約 1,800 万円となっており各都道府県で非常にバラツキはあるが、平均すると約 4,000 万円となっている。
- 一部の都道府県センターを除きそのほとんどが運営の 7 割以上を補助金に依存しているが、都道府県に一つという唯一の指定団体で他にかわる機関もない一方、生衛業は小企業の零細事業者がほとんどで有償による支援が行いがたい状況から、衛生水準の維持向上を図るといふ都道府県センターの役割において、こうした財務状況はやむを得ないものと考えられる。
- しかし、地方自治体の財政が危機的状況の中で十分な予算措置が講じられない状況が見られ、事業の実施に支障をきたす状況となっている。

(2) 都道府県センターの認知度

- 都道府県センターの業務は、業者に対する経営相談・指導等を中心としているが、平成 19 年 3 月の全国センターの「生活衛生同業組合等に関する意識調査報告書」によると、業者のうち組合員の認知度は 76 % と高いものの、非組合員は 8 ~ 16 % とかなり低い状況にある。また、消費者・利用者の苦情処理も業務内容としているが、この面での活動は低調であり、消費者・利用者の認知度は低いものと

考えられる。

- ・ 都道府県センターの活動が対組合員に偏っていることもひとつの要因と推測されるが、本来果たすべき役割から、地域での存在意義を高めるための努力をする必要がある。

(3) 相談・指導事業

- ・ 都道府県センターの体制は、平成 21 年 4 月現在、各県経営指導員 135 名、補助員 49 名、相談指導顧問（税理士、中小企業診断士、弁護士等）は、全国で 47 名（平成 21 年度全国センター調査）となっている。一都道府県あたり、3 名の経営指導員、1 名の補助員の体制であり、職員数の最多は 6 名で最小は 2 名となっている。
- ・ 相談、指導事業の方法は、①都道府県センターの相談室における来所相談、電話相談②保健所等を使用して開設する地区生衛業相談室における来所相談③各営業者を個別に訪問する巡回相談により事業が実施されており、全都道府県センターの合計で年間約 5 万件の相談実績となっている。
- ・ 相談・指導内容は、平成 16 年度～平成 20 年度実績（平成 21 年度全国センター調査）によると、融資が 56 % と最も多く、経営が 18 %、衛生が 7 % となっており、その他税務、労務等と多岐にわたり、融資の相談と併せて他の様々な相談が行われる場合もある。このため、経営指導員も金融分野と衛生分野、経理・税務分野等のバランスのとれた構成による配置が望ましいが、財務状況の悪化により、巡回指導の中止や経営指導員の非常勤化を行っている都道府県センターもある。一方、標準以上の経営指導員を配置して積極的に相談指導業務に対応している都道府県もある。
- ・ また、経営指導員は、原則、都道府県センターの長が任命することとなっており、その配置は、衛生分野では環境衛生監視員経験者等の経験者が配置されているものの、相談・指導内容の半数以上を占める金融関係については、日本公庫出身者（旧国民生活金融公庫出身者含む）、民間金融機関出身者等の金融関係の経験者が配置されている都道府県センターは全体の半数程度にとどまっている。ほとんどが 2 ～ 3 年という短期間で交替しており、相談指導のスキルの向上や事業の継続性の確保、地域の抱える課題への積極的な取組という視点から不十分な状況の都道府県センターもある。
- ・ 他方、都道府県センターにおいては、専門知識を有した税理士、中小企業診断士、弁護士等を相談指導顧問として雇い上げ、無料相談会等が行われているが、雇上げ費用が高額であることもあって年間 5 日以下の雇用がほとんどであり、年間を通じて顧問契約を行っている都道府県センターは一部に限られている実態である。
- ・ なお、各組合ごとに、生活衛生営業経営特別相談員（以下「特相員」という。）が置かれ、生衛業者に対する①経理、税務、金融、労務管理等の経営指導、②営業設備の近代化、合理化に関する指導、③生活衛生関係営業経営改善資金融資制度（以下「生活衛生改善貸付（衛経）」という。）に係る申請書の審査及び当該営業者に対する相談、指導、④生活衛生営業の許可申請、営業の届出等の手続きに関する助言、⑤都道府県が行う生活衛生関係営業指導事業に対する協力など地域における重